

フューチャーイン光サービス契約約款

実施 2015 年 12 月 1 日

第 1 条 (本約款の適用)

株式会社フューチャーイン (以下、「当社」といいます) は、このフューチャーイン光サービス契約約款 (以下、「本約款」といいます) に基づき、フューチャーイン光 (以下、「本サービス」といいます) を契約者に提供するものとします。

- 2 本サービスは当社が東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社 (以下、「NTT」といいます) から光コラボレーション事業として卸電気通信役務の提供を受け、それに当社の各種サービスを付加して契約者に提供するものです。したがって、本サービスについては本約款とともに NTT の該当するサービス契約約款 (以下、「卸サービス約款」といいます) を必要に応じて準用し適用するものとします。
- 3 本サービスには個別の約款、規約、規定が設けられる場合があります。個別の約款、規約、規定と本約款と異なる定めをしている場合は個別の約款、規約、規定が優先されるものとします。

第 2 条 (用語の定義)

本約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

用語	用語の意味
1 光コラボレーション事業	NTT が電気通信事業者に対し一定の IP 通信網サービスを卸電気通信役務として提供し、当該電気通信事業者がこれに自己のサービスを付加して契約者に提供する IP 通信網サービス
2 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他電氣的設備
3 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
4 IP 通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備 (送信の場所と受信の間を接続する伝送設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします)
5 IP 通信網サービス	IP 通信網を使用して行う電気通信サービス
6 卸サービス	NTT が光コラボレーション事業として当社に提供する卸電気通信役務
7 卸サービス約款	NTT が卸サービスに適用する IP 通信網サービス契約約款等
8 本サービス	当社が NTT から光コラボレーション事業として卸電気通信役務の提供を受け、それに当社のサービスを付加して契約者に提供する IP 通信網サービス
9 本約款	本サービスに適用する当社の約款。なお、本サービスには卸サービスに適用される卸サービス約款も必要に応じて準用し適用するものとします
10 契約者	本約款に基づく利用契約を当社と締結している者
11 契約者回線	本サービス利用契約に基づいて当社また NTT の取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
12 協定事業者	当社が本サービスを提供するうえで必要なサービス (インターネットサービスプロバイダ等) を提供する事業者
13 特定事業者	当社が本サービスを運営するにあたり必要な契約を締結した事業者

第 3 条 (本約款の変更)

当社は本約款を変更する場合があります。この場合、料金その他の提供条件は変更後の本約款によります。本約款の変更にあたっては、当社のホームページ等に掲載した時点をもって変更後の約款を適用するものとします。

- 2 本約款で準用し適用する卸サービス約款は NTT により変更されることがあります。この場合、準用する内容は変更後の卸サービス約款によります。

第 4 条 (役割の分担)

光コラボレーション事業における当社と NTT の役割分担は以下のとおりとします。

- (1) 当社の役割: 本サービスの販売および注文受付、利用契約の締結、利用料金の請求および受領、故障修理受付、各種問い合わせへの対応等
- (2) NTT の役割: 本サービスの開通工事、故障修理等

- 2 当社は前項に記載の業務を NTT または第三者に委託することがあります。
- 3 当社は光コラボレーション事業の実施に伴い必要な範囲で本サービスの利用に関する契約者の情報を NTT または委託した第三者との間で相互に提供し利用できるものとします。

第 5 条（契約の成立）

本サービス利用契約は利用希望者が本約款に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービス利用申し込みをし、当社が当該申込者を利用者として登録した時点をもって成立するものとします。

- 2 本サービス開始日は当社または NTT による回線工事完了後に当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。
- 3 本サービスは契約者回線 1 回線ごとに 1 の本サービス利用契約を締結するものとします。

第 6 条（本サービスの提供区域）

本サービスは NTT が別途定める提供区域（ただし、卸サービスの提供区域に限ります）において提供するものとします。

- 2 本サービスにはフューチャーイン光サービス契約約款別紙料金表（以下、別紙料金表といいます）に定めるメニューがあります。

第 7 条（メニューの変更）

契約者は当社が別に定めるところにより、本サービスのメニューの変更の請求をすることができます。

- 2 当社は前項の請求があったときは、第 8 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱うこととします。

第 8 条（契約申込の承諾）

当社は本サービス利用契約の申し込みを承諾するときは、当社の別途定める方法に基づき契約申込者に通知するものとします。

- 2 当社は次の場合には、本サービス利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 卸サービス約款で申し込みを承諾しないとされている事由に該当する場合。
 - (2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 本サービス利用契約の申し込みをした者が本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第 9 条（契約者回線番号）

契約者回線番号は卸サービス約款が定めるところにより 1 の契約者回線ごとに定まります。

- 2 契約者回線番号については卸サービス約款の規定を準用し適用するものとします。

第 10 条（契約者回線の移転）

契約者は第 6 条（本サービスの提供区域）1 項に定める区域内に限り、契約者回線の移転を請求することができます。

- 2 当社は前項の請求があったときは、第 8 条（契約申込の承諾）の規定を準用し適用するものとします。

第 11 条（契約者の地位の承継）

相続または法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届出をしなければなりません。

- 2 前項の場合に地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを当社へ届出いただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱うこととします。

第 12 条（契約者の氏名等の変更）

契約者はその氏名、名称または住所もしくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届出をしなければならないものとします。

- 2 契約者から前項の届出があったときは、当社はその届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第 13 条（本サービスの利用の一時中断）

当社は契約者から請求があったときは、卸サービス約款の定めるところにより本サービスの利用の一時中断（有料）を行います。

第 14 条（本サービス利用権の譲渡）

本サービス利用権の譲渡は当社の承認を受けなければその効力を生じないものとします。

2 利用権の譲渡については卸サービス約款の規定を準用し適用するものとします。

第 15 条（契約者が行う本サービス利用契約の解除）

契約者は本サービス利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に書面で通知をしなければならないものとします。

第 16 条（当社が行う本サービス利用契約の解除）

当社は次の場合には、本サービス利用契約を解除することがあります。

(1) 第 21 条（利用の停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者がその事実を解消しないとき。

(2) 卸サービス約款に定める解除事由に該当するとき。

2 当社は契約者が第 21 条（利用の停止）第 1 項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず契約者回線の利用停止をしないで本サービス利用契約を解除することがあります。

3 当社は契約者が破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てをしたときは本サービス利用契約を解除することがあります。

4 当社は前項の規定により本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。

5 本条第 1 項ないし第 3 項の規定に従って本サービス利用契約が解除された場合に、契約者に損害が生じたとしても当社は一切責任を負わないものとします。

6 本条第 1 項ないし第 3 項の規定による解除の場合、契約者の所有または占有する土地、家屋または構築物等の復旧に要する費用は契約者が負担するものとします。

7 本条第 1 項ないし第 3 項の規定により本サービス利用契約が解除された場合でも、契約者は別紙料金表に定める工事費の支払いを要します。

第 17 条（その他の提供条件）

本サービス利用契約に関するその他の提供条件は卸サービス約款の規定を準用し適用するものとします。

2 当社は契約者から請求があったときは、卸サービス約款の定めるところにより付加機能を提供するものとします。

3 付加機能については卸サービス約款の規定を準用し適用するものとします。

第 18 条（端末設備）

当社は契約者から請求があったときは、別紙料金表に定めるところにより端末設備を提供いたします。

2 当社は契約者から請求があったときは、卸サービス約款の定めるところにより当社または NTT が提供する端末設備の移転を行います（有料）。

3 当社または NTT から端末設備の提供を受ける契約者は、次の場合にはその端末設備を当社または NTT が指定する場所へ速やかに返還していただくものとします。

(1) 本サービス利用契約の解除があったとき。

(2) 当社の端末設備を廃止したとき。

(3) その他本サービス利用契約の内容の変更に伴い、端末設備を利用しなくなったとき。

第 19 条（回線相互接続）

契約者は卸サービス約款の定めるところにより、契約者回線と当社または NTT 以外の電気通信事業者の提供する電気通信回線との相互接続を請求することができます。回線相互接続については卸サービス約款の規定を準用し適用するものとします。

第 20 条（利用の中止）

当社は次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社または NTT の電気通信設備の保守上または工事にやむを得ないとき。
 - (2) 卸サービス約款の定めるところにより、相互接続協定に基づき NTT から利用中止の請求があったとき。
 - (3) 第 24 条（通信利用の制限等）の規定により、本サービスの利用を中止するとき。
 - (4) 卸サービス約款に定める利用中止事由に該当するとき。
- 2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを当社が適当と認める方法により契約者に通知するものとします。ただし、緊急時等のやむを得ない場合はこの限りではありません。

第 21 条（利用の停止）

当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間（本サービス料金または工事費用その他の債務を支払わないときは、その債務が支払われるまでの期間）その契約者回線の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第 31 条（債権の渡および譲受）の規定により同条に規定する事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者を支払わないときとします）。
 - (2) 当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス契約の料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第 31 条（債権の譲渡および譲受）の規定により同条に規定する事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者を支払わないときとします）。
 - (3) 第 40 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (4) 卸サービス約款に定める利用停止事由に該当するとき。
- 2 当社は前項の規定により本サービスの利用停止をするときはあらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 22 条（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

当社は当社および契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線の利用の一時中断の請求があったときを除き、本サービス利用契約を解除することがあります。

- 2 当社は前項の規定により、本サービス利用契約を解除しようとするときはあらかじめ契約者に通知するものとします。

第 23 条（発信者番号通知）

契約者回線からの発信については卸サービス約款の定めるところにより発信者番号通知を行います。ただし、契約者がその扱いを拒むときはこの限りではありません。

- 2 発信者番号通知については卸サービス約款の規定を準用し適用するものとします。

第 24 条（通信利用の制限等）

当社または NTT は卸サービス約款の定めるところにより、本サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線の利用を中止する措置をとることがあります。

- 2 通信が著しくふくそうしたときは通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 通信利用の制限については卸サービス約款の規定を準用し適用するものとします。

第 25 条（料金および工事等に関する費用）

当社または NTT が提供する本サービスの料金は利用料金、手続きに関する料金とし、別紙料金表に定めるところによります。

- 2 当社または NTT が提供する本サービスの工事に関する費用は工事費とし、別紙料金表に定めるところによります。
- 3 当社または NTT が貸与した端末設備を紛失、破損した場合およびその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合の機器損害金は、別紙料金表に定めるところによります。

第 26 条（利用料金の支払義務）

契約者は本サービス利用契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日（付加機能または端末設備についてはその提供を開始した日）から起算して、本サービス利用契約の解除があった日（付加機能または端末設備についてはその廃止があった日）の前日までの期間について、別紙料金表に定める利用料金の支払いを要します。

- 2 利用の一時中断または利用停止があったときでも、契約者はその期間中の利用料金の支払いを要します。

3 前号の規定によるほか契約者は次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料金。
2 当社の故意または重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての料金。

4 当社は支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。

5 料金の支払義務については卸サービス約款の規定を準用し適用するものとします。

第 27 条（手続きに関する料金の支払義務）

契約者は当社へ本サービスに係る契約の申し込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは別紙料金表に定める手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、本サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合はこの限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還するものとします。

第 28 条（工事費の支払義務）

契約者は当社へ契約申し込みまたは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは別紙料金表に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取り消し（以下、この条において「解除等」といいます）があった場合はこの限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社はその工事費を返還するものとします。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は前項の規定にかかわらず、契約者は別紙料金表に定める工事費を負担していただきます。

この場合において、負担を要する費用の額はその費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

3 線路設置費の支払義務については卸サービス約款の規定を準用し適用するものとします。

4 契約者は料金または工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の定めにより消費税相当額を加算しないこととされている料金にあたっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払うものとします。

第 29 条（料金の計算方法等）

削除

第 30 条（延滞利息）

契約者は料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.6%の割合（閏年も 365 日として計算するものとします）で計算して得た額を当社が指定する期日までに延滞利息として支払うこととします。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 31 条（債権の譲渡および譲受）

NTT と契約を締結している契約者は卸サービス約款の定めるところにより、NTT の債権を当社が譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社および NTT は契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金とみなし取り扱うものとします。

3 契約者は卸サービス約款の定めるところにより、当社が本約款の規定による料金その他の債権（前項の規定により当社が譲り受けた債権を含みます）を当社が別途定める事業者（以下、「譲渡先事業者」といいます）に譲渡することを承認していただきます。この場合、当社および譲渡先事業者は契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

4 当社は卸サービス約款の定めるところにより、NTT または譲渡先事業者との間で契約者に関する情報（本サービスの利用料金等に関する情報を含む）を相互に提供し利用できるものとします。

5 債権の譲渡および譲受については卸サービス約款の規定に準用し適用するものとします。

第 32 条（当社の維持責任）

当社は卸サービス約款の定めるところにより、本サービスに係る電気通信設備（当社または NTT の設置したものに限り）を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省第 30 号）に適合するように維持するものとします。

第 33 条（契約者の維持、切分の責任）

契約者は卸サービス約款の定めるところにより、自営端末設備または、自営電気通信設備を技術基準および技術的条件に適合するよう維持するものとします。

- 2 契約者は卸サービス約款の定めるところにより、自営端末設備または自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、本サービスに係る当社または NTT の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社または NTT に修理の請求をするものとします。
- 3 契約者の切分責任については卸サービス約款の規定を準用し適用するものとします。

第 34 条（修理または復旧の順位）

当社または NTT は本サービスに係る当社または NTT の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合にその全部を修理し、または復旧することができないときは、第 24 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、卸サービス約款の定める順位に従ってその電気通信設備を修理または復旧するものとします。

第 35 条（責任の制限）

当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由により本サービスを提供しなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、この条において同じとします）にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償するものとします。

ただし、NTT がその契約約款等に定めるところにより損害を賠償する場合はこの限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24 時間の倍数である場合である部分に限り）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る別紙料金表に規定する料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償するものとします。
- 3 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは前項の定めは適用しないものとします。
- 4 当社の責任については卸サービス約款の規定を準用し適用するものとします。

第 36 条（免責）

当社は本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない事由によるものであるときはその損害を賠償しないものとします。

- 2 当社は不正アタック、ウイルス、通信上の不法行為等により契約者に損害が発生した場合、一切その責任を負わないものとします。
- 3 当社は火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による通信機器等の故障、破損または滅失等に関しては、一切その責任を負わないものとします。
- 4 当社は当社の責に帰すべき事由を除き、契約者の利用に起因する契約者あるいは第三者の損害（情報等が破損もしくは滅失したことによる損害、または契約者が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むがそれに限定されない）について、直接的、間接的を問わず一切の法的責任を負わないものとします。
- 5 当社は契約者が当社の回線終端装置、屋内配線およびネットワーク接続装置に対して当社の許可なく設定変更等を行なったことにより発生したいかなる損害に対しても、一切その責を負わないものとします。
- 6 当社は本約款または卸サービス約款等の変更により、自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下、この条において「改造等」といいます）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。ただし、卸サービス約款の定めるところにより NTT の負担とされている部分に限り負担するものとします。

第 37 条（通信速度の非保証）

契約者は当社の定める本サービスの通信速度は最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。本サービスの通信速度は当社が保証するものではありません。

第 38 条（反社会的勢力に対する表明保証）

契約者は本サービス利用契約締結時および締結後においても、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し保証していただきます。

- 2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力に該当すること。
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していること。
 - (4) 契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していること。
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 3 前項各号のいずれかに該当した契約者は当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第 39 条（承諾の限界）

当社は契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときはその請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知するものとします。ただし、本約款または卸サービス約款において別段の定めがある場合はその定めるところによります。

第 40 条（利用に係る契約者の義務）

契約者は次のことを守るものとします。

- (1) 当社または NTT が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊したまたはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるとき、または当社が認めるときはこの限りではありません。
 - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社または NTT が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 当社または NTT が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

第 41 条（契約者からの契約者回線の設置場所の提供等）

契約者からの契約者回線および端末設備の設置場所の提供等については次のとおりとします。

- (1) 契約者回線の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます）または建物内において当社もしくは NTT が契約者回線および端末設備を設置するために必要な場所はその契約者から提供していただきます。
- (2) 当社もしくは NTT が本サービス利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）または建物内において当社もしくは NTT の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただくものとします。

第 42 条（本サービスの技術的事項）

本サービスにおける基本的な技術的事項は、卸サービス約款の定めるところにより NTT が閲覧に供しています。

第 43 条（契約者の氏名の通知等）

契約者は卸サービス約款の定めるところにより、当社もしくは NTT がその契約者の氏名、住所および契約者回線番号等を協定事業者または特定事業者へ通知する場合があることについて同意していただきます。

- 2 契約者は卸サービス約款の定めるところにより、当社または NTT が通信履歴等の契約者に関する情報を当社または NTT の委託により本サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて同意していただきます。
- 3 契約者は卸サービス約款の定めるところにより、当社が第 31 条（債権の譲渡および譲受）の規定に基づき債権を譲渡する場合において、当社または NTT がその契約者の氏名、住所および契約者回線番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号および第 21 条（利用の停止）の規定に基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を譲渡先事業者へ通知する場合があることについて同意していただきます。
- 4 契約者は卸サービス約款の定めるところにより、当社または NTT が第 31 条（債権の譲渡および譲受）の規定に基づき譲渡先事業者債権を譲渡する場合において、譲渡先事業者が本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社へ通知する場合があることについて同意していただきます。
- 5 契約者は判決、決定、命令その他の司法上または行政上の要請、要求または命令によりその情報の開示が要求された場合はその要求機関へ開示することについて同意していただきます。

第 44 条（NTT からの通知）

契約者は卸サービス約款の定めるところにより、NTT が料金もしくは工事に関する費用の適用または本サービスの提供に当たり必要があるときは、NTT からその料金または工事に関する費用を適用または本サービスを提供するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて承諾するものとします。

第 45 条（NTT の電気通信サービスに関する料金等の回収代行）

当社は卸サービス約款の定めるところにより、契約者から申し出があったときは次の場合に限り、NTT の契約約款等の規定により NTT が契約者に請求することとした電気通信サービスの料金または工事に関する費用について、NTT の代理人として当社の請求書により請求し回収する取り扱いを行うことがあります。

- (1) その申し出をした契約者が当社の請求する料金または工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、または怠るおそれがないとき。
 - (2) その契約者の申し出について NTT が承諾するとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により当社が請求した料金または工事に関する費用について、契約者が当社の定める支払期日を経過してもなお支払わないとき、当社は前項に規定する取り扱いを廃止するものとします。

第 46 条（NTT による本サービスに関する料金等の回収代行）

当社は卸サービス約款の定めるところにより、契約者から申し出があったときは次の場合に限り、当社が本約款の規定により契約者に請求することとした料金または工事に関する費用について、当社の代理人として NTT が請求し回収する取り扱いを行うことがあります。

- (1) その申し出をした契約者が当社の請求する料金または工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、または怠るおそれがないとき。
 - (2) その契約者の申し出について NTT が承諾するとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により NTT が請求した料金または工事に関する費用について、契約者が NTT の定める支払期日を経過してもなお NTT に支払わないときは前項に規定する取り扱いを廃止します。

第 47 条（法令に定める事項）

本サービスの提供または利用に当たり、法令に定めがある事項についてはその定めるところによります。

第 48 条（紛争の解決）

本契約に関し、契約者及び当社との間で疑義、相違、紛争が発生した場合、両当事者は信義誠実の原則に従い、相互の協議によりこれを解決するものとします。

- 2 前項の協議が整わなかった場合、本契約に関する訴訟については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 49 条（サービスの変更または廃止）

当社は当社または NTT の事由等により、本サービスの全部、または一部を変更または廃止することがあります。

2 当社は前項の規定により本サービスを変更または廃止するときは、相当な期限前に契約者に通知するものとします。

第 50 条（当社の付加サービス）

当社は当社が別途定めるところにより当社の光コラボレーション事業としての付加サービスを提供します。

附則 本規定の制定および改定

本約款は、2015 年 12 月 1 日に施行します。

以上